

みんなので支え合う制度です

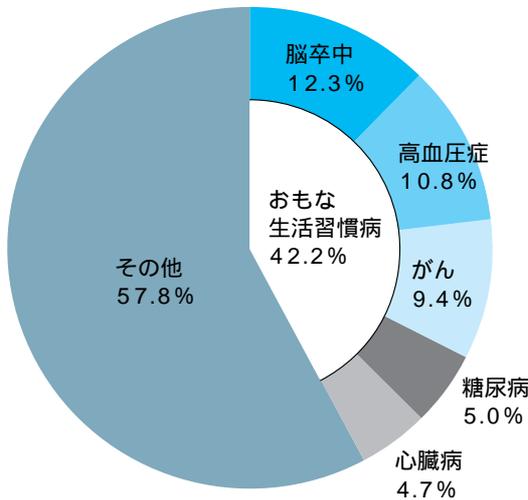
高齢者が安心して医療が受けられるように、みんなで支え合う制度として定められた老人保健
 今回は、老人保健の現状を知り、医療費の有効利用について考えてみましょう。

高齢になると、心機能の低下などにより病気やけがが増え、また治療にかかる期間も長くなります。そのため、費用負担を軽く安心して医療を受けられるようにみんなが医療費を出し合う制度が、老人保健制度です。老人が保険診療で医療機関にかかったときの支払い、かかった医療費の1割(一定以上の所得のある人は2割)で、残りは国、県、市から、国民健康保険や、職場の健康保険などが負担しています。

成田市の一人当たりの医療費

平成8年には60万1,733円だった成田市の老人一人当たりの平均医療費は、平成15年には63万2,636円となり、増え続けています。成田市の国民健康保険の加入者平均医療費は、27万3,9

70歳以上の人にかかった一般診療医療費の構成割合



資料：厚生労働省「平成13年度 国民医療費」

70歳以上の人の医療費の割合

66円(15年度)で、若い人と比べると老人の医療費は約2.3倍となっています。習慣病といわれる病気が全体の42.2%を占めています。これらの病気は若いころからの生活習慣が病気の原因といわれています。若いときから気を付けていくことが大切です。

脳卒中、高血圧、がんなど生活

大切な医療費を有効に利用するために、次のことに心掛けましょう。

- 1 お医者さんの掛け持ちはやめましょう。同じような検査の繰り返しや薬が重なることが多くなります。
- 2 かかりつけ医をもちましょう。信頼できるお医者さんを「かかりつけ医」にし、普段から気になることを相談しましょう。
- 3 かかりつけ薬局をもちましょう。薬の飲み合わせや重複処方を防げます。必要以上の薬の処方を受けません。
- 4 時間外、休日診療はなるべく避けましょう。時間外の医療費は一般と比べて割高です。救急以外は診療時間内に行くことが医療費を下げるにつながります。
- 5 お医者さんを信頼し指示を守りましょう。
- 6 定期的に健診を受け、早期発見、治療を心掛けます。健診の結果はかかりつけ医に報告しましょう。



老人保健制度で 受けることのできる給付

医療受診

保険証・老人医療受給者証・健康手帳の三つを病院に提示し、診察を受け費用(一部負担金)を支払います。

療養費

お医者さんの指示で装具などを作成した場合、また急病などで保険証を持たずに受診し、全額自費で支払った場合に申請して認められると、自

己負担分を除いてあとから支給されます。

高額医療費

1カ月の医療費が左記自己負担限度額を超えると、超えた分が高額医療費として支給されます。該当者には診療月の2〜3カ月後に申請用紙を郵送します。一度申請をする

限度額適用減額認定証

住民税が

非課税世帯の人が入院した場合、医療費の病院支払額を限度額までとし、食事負担額を軽減する減額認定証を発行しています。入院時に受給者証と併せて病院に提示してください。



そのほかの制度

差額ベッド料の助成制度

市では、老人医療受給者が15日以上継続して差額ベッド料のかかる個室などを利用した場合(本人の所得制限あり)、その費用を助成する制度があります。

助成限度額＝一日1,000円を上限に年度内30日まで申請期限＝差額ベッド料を支払った日の翌日から2年以内

くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

患者負担限度額(1カ月)

窓口負担割合	区分	外来(個人)	入院または世帯合算分
2割	一定以上の所得者	40,200円	72,300円 + (1)×1%
	一般者	12,000円	40,200円
1割	低所得	8,000円	24,600円
	低所得		15,000円

1 かかった医療費から36万1,500円を引いた金額

低所得区分に該当する人

- ・低所得 住民税非課税の世帯の人
- ・低所得 住民税非課税の世帯で世帯員のそれぞれに所得がない場合(年金収入がある場合は65万円未満)

老人保健の届け出

こんなときには届け出を忘れずに

老人保健の資格を得るための手続き、および資格の変更に伴う届け出については下表のとおりです。いざというとき慌てないためにも、届け出は忘れずをお願いします。

こんなときには	必要なもの	いつまでに
加入している医療保険が変わったとき	印鑑、保険証、健康手帳、医療受給者証	14日以内に
他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、保険証	14日以内に
他の市区町村に転出するとき	印鑑、健康手帳、医療受給者証	転出するときに
住所が変わったとき	印鑑、健康手帳、医療受給者証	14日以内に
65歳以上で寝たきりなどになったとき	印鑑、保険証、身障手帳・国民年金証書・診断書のいずれかの書類	なるべく早く
生活保護を受けるようになったとき	印鑑、健康手帳、医療受給者証	なるべく早く
死亡したとき	印鑑、健康手帳、医療受給者証	14日以内に

くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。